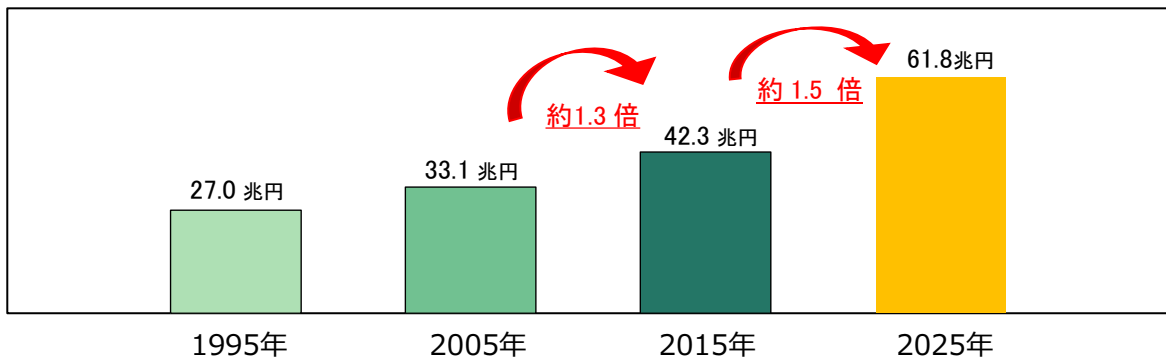


平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

この10年で、
70歳以上の高齢者数は約1.3倍に、国民医療費は約1.3倍になりました。
団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。

【 国民医療費 10年ごとの推移 】



将来にわたる国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を図るため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

県も国民健康保険制度を担うこと(広域化)になりました

制度改正による主な変更点

- ・愛知県も国民健康保険の保険者となります。(窓口は引き続きみよし市役所です。)
- ・平成30年度の一斉更新から被保険証に県名(愛知県)も表記されます。

制度改正後の愛知県とみよし市との役割分担

愛知県の主な役割	みよし市の主な役割
・ 財政運営の責任主体 (市町村ごとの国保事業費納付金額を決定)	・ 国保事業費納付金を愛知県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化を推進	・ 資格を管理(被保険者証等の発行)
・ 市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	・ 標準保険税率を参考に保険税率を決定し、賦課・徴収
・ 保険給付費等交付金(保険給付に必要な費用)の市町村への支払い	・ 保険給付の決定、支給

制度改正による効果

効果① 県内での保険税（料）負担の公平な支え合い

- ・県内で保険税（料）負担を公平に支え合うため、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金を決定・徴収し、医療費等の支払いに必要な額を全て保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べ安定します。

※市町村はこれまで個別に医療費等を推計し、保険税の決定をしてきましたが、今後は県に納付金を納めるため、県が示す標準保険税率を参考にして、保険税を定め、賦課・徴収します。

効果② サービスの拡充と保険者機能の強化

- ・広域化により、県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- ・県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化を推進していきます。
- ・市町村は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取組を進めます。

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦^{とりで}です。

持続可能な社会保障制度確立を図るため、平成 30 年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

みよし市役所 保険年金課 国民健康保険担当
電話 0561-32-8011（直通）
E-mail hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp